

○静岡市改良住宅管理条例施行規則

平成15年4月1日

規則第243号

改正 平成16年12月24日規則第100号

平成25年4月1日規則第55号

平成26年3月27日規則第40号

平成27年3月30日規則第49号

平成29年3月31日規則第42号

令和元年10月15日規則第25号

令和3年8月31日規則第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市改良住宅管理条例（平成15年静岡市条例第254号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居申込書)

第2条 条例第9条第3項の規定により読み替えて準用する静岡市営住宅条例（平成15年静岡市条例第253号）第7条第1項に規定する入居申込書は、改良店舗等入居申込書（様式第1号）とする。

2 前項の入居申込書には、所得を証明する書類その他市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

(平29規則42・追加)

(入居資格の承認の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定により入居資格についての承認を受けようとする者は、入居資格承認申請書（様式第2号）に戸籍謄本、住民票その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき承認又は不承認の決定をしたときは、入居資格承認・不承認通知書（様式第3号）を交付する。

(平25規則55・旧第3条繰上、平29規則42・旧第2条繰下・一部改正)

(改良店舗等の公開抽選)

第4条 市長は、条例第7条の規定により公開抽選を行おうとするときは、その日時、場所及び抽選の方法をあらかじめ入居申込者に通知するものとする。

2 前項の公開抽選には、入居申込者のうちから選出した者を立ち合わせるものとする。

(平29規則42・追加)

(改良店舗等の家賃)

第5条 条例第8条の規定に基づき市長が定める改良店舗等の家賃は、別表に定めるとおりとする。

(平25規則55・旧第4条繰上・一部改正、平29規則42・旧第3条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定の申請書類)

第6条 条例第11条の規定による申請は、静岡市改良住宅指定管理者指定申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市改良住宅事業計画書(様式第5号)
- (2) 静岡市改良住宅事業計画に関する収支予算書(様式第6号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(平16規則100・追加、平25規則55・旧第5条繰上、平29規則42・旧第4条繰下・一部改正)

(協定の締結)

第7条 市長は、静岡市改良住宅の指定管理者を指定したときは、指定管理者と静岡市改良住宅の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払う管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(平16規則100・追加、平25規則55・旧第6条繰上、平29規則42・旧第5条繰下)

(静岡市営住宅条例施行規則の準用)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、条例第9条第1項及び第3項の規定により静岡市営住宅条例の規定が準用される場合においては、静岡市営住宅条例施行規則(平成15年静岡市規則第242号)の規定を準用する。

2 改良住宅に関し前項の規定により静岡市営住宅条例施行規則の規定を準用する場合におい

ては、同規則中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と、「静岡市営住宅条例」とあるのは「静岡市改良住宅管理条例」と読み替えるものとする。

- 3 改良店舗等に関し第1項の規定により静岡市営住宅条例施行規則の規定を準用する場合には、同規則中「市営住宅」とあるのは「改良店舗等」と、「静岡市営住宅条例」とあるのは「静岡市改良住宅管理条例」と、同規則様式中「住宅名」とあるのは「改良店舗等名」と読み替えるものとする。

(平16規則100・旧第5条繰下、平25規則55・旧第7条繰上・一部改正、平29規則42・旧第6条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市改良住宅管理条例施行規則（昭和38年静岡市規則第4号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年12月24日規則第100号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第55号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市改良住宅管理条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成26年3月27日規則第40号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第49号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第42号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市改良住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市改良住宅管理条例施行規則の相当する規定及び様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定及び様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和元年10月15日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡市改良住宅管理条例施行規則別表の規定は、令和元年10月分以後の月分の家賃について適用する。

附 則（令和3年8月31日規則第66号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

別表（第5条関係）

（令元規則25・全改）

名称	家賃（1戸1月につき）
伝馬町新田団地改良住宅第5アパート併存店舗第1号から第13号まで	4,820円
伝馬町新田団地改良住宅第5アパート併存店舗第14号	3,060円
伝馬町新田団地改良住宅第7アパート併存店舗第1号から第14号まで	4,820円
辰起町団地改良住宅店舗	9,660円
有東団地改良住宅第12アパート併存店舗第1号から第4号まで	10,490円
有東団地改良住宅第12アパート併存店舗第5号から第7号まで	5,290円
伝馬町新田団地改良住宅第1アパート併存作業所第1号から第13号まで	4,820円
伝馬町新田団地改良住宅第1アパート併存作業所第14号	3,060円
伝馬町新田団地改良住宅第3アパート併存作業所第1号から第14号まで	4,820円
辰起町団地改良住宅作業所第1号	3,610円
有東団地改良住宅作業所第1号	16,500円
有東団地改良住宅作業所第2号	7,140円

有東団地改良住宅作業所第3号から第9号まで

5,040円

様式第1号（第2条関係）

改良店舗等入居申込書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所

申込者 氏名

電話

静岡市改良住宅条例第9条第3項の規定により読み替えて準用する静岡市営住宅条例（平成15年静岡市条例第253号）第7条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて改良店舗等の入居を申し込みます。

申込者	生年月日	年 月 日		
	勤務先等名		電話	
営業の種類				
店舗経営の経験の有無	有 ・ 無	有ればその種類	年 月から 年 月まで	
営業資金の概算額		円	現在取引金融機関名	
現住居の状況	自家・借家・間借・アパート・同居・その他（ ）			
申込理由				

様式第2号(第3条関係)

入居資格承認申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住宅、店舗等名 及び番号	静岡市営 改良	第 号
申請者氏名		
電話番号	—	

改良住宅等への入居資格の承認を受けたいので、静岡市改良住宅管理条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

現入居名義人氏名	
申請者と現入居名義人との続柄	

入居資格の承認を受けようとする者

氏名	続柄	生年月日	勤務先又は事業所名	年間収入金額
		年 月 日		円
		年 月 日		円
		年 月 日		円
		年 月 日		円

様式第3号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

入居資格承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった改良住宅改良店舗等の入居資格については、次のとおり承認したので、通知します。  
不承認と

1 承認する者

氏 名	続柄	生 年 月 日	備 考
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

2 不承認の理由



様式第4号(第6条関係)

静岡市改良住宅指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申請者 住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)  
名 称 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電 話

静岡市改良住宅管理条例第11条の規定により静岡市改良住宅指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第5号(第6条関係)

静岡市改良住宅事業計画書

事業計画の理念・方針
実施事業の概要(事業の構成と年間計画表)
実施体制図
特記事項(効果的に事業を行うための方針、市民サービスの向上のための施策等)

様式第6号(第6条関係)

静岡市改良住宅事業計画に関する収支予算書

収入			千円
	科目	内容・数量	金額
			千円
			千円
			千円
			千円

支出			千円
	科目	内容・数量	金額
			千円
			千円
			千円
			千円

様式第1号（第2条関係）

（平29規則42・追加、令3規則66・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（平16規則100・平25規則55・一部改正、平29規則42・旧様式第1号繰下・一部改正、  
令3規則66・一部改正）

様式第3号（第3条関係）

（平25規則55・一部改正、平29規則42・旧様式第2号繰下・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（平16規則100・追加、平25規則55・一部改正、平29規則42・旧様式第3号繰下・一  
部改正、令3規則66・一部改正）

様式第5号（第6条関係）

（平16規則100・追加、平25規則55・一部改正、平29規則42・旧様式第4号繰下・一  
部改正）

様式第6号（第6条関係）

（平16規則100・追加、平25規則55・一部改正、平29規則42・旧様式第5号繰下・一  
部改正）